

# 第40回通常総会議案

と き：平成18年6月5日（月）

と ころ：KKR広島

広島県内陸部振興対策協議会

## 目 次

通常総会次第	_____	1
第 1 号議案	平成 17 年度会務報告及び重点目標とその対応について	
	平成 17 年度会務報告 _____	2
	平成 17 年度重点目標とその対応 _____	3
参考資料	部局別要望事項 _____	8
第 2 号議案	平成 17 年度歳入歳出決算について	
	歳入の部 _____	12
	歳出の部 _____	13
	監査意見書 _____	14
第 3 号議案	平成 18 年度活動方針（案）、重点目標（案）及び 事業計画（案）について	
	平成 18 年度活動方針（案） _____	15
	平成 18 年度重点目標（案） _____	15
	平成 18 年度事業計画（案） _____	16
第 4 号議案	平成 18 年度歳入歳出予算（案）について	
	歳入の部 _____	17
	歳出の部 _____	18
	一般負担金（案） _____	19
会員名簿	_____	20
広島県内陸部振興対策協議会会則	_____	21

# 通常総会次第

1 開 会

2 会長挨拶

3 来賓祝辞

4 議 事

(1) 第1号議案 平成17年度会務報告及び重点目標とその対応について

(2) 第2号議案 平成17年度歳入歳出決算について  
(監査報告)

(3) 第3号議案 平成18年度活動方針(案)、重点目標(案)及び  
事業計画(案)について

(4) 第4号議案 平成18年度歳入歳出予算(案)について

5 そ の 他

6 閉 会

## 第1号議案

### 平成17年度会務報告及び重点目標とその対応について

#### 平成17年度会務報告

年 月 日	事 業 内 容	場 所
平成17年 4月7日	平成16年度会計監査	庄原市役所
5月19日	役 員 会	広島県議会
6月3日	第39回通常総会	八丁堀シャンテ
7月6日 ～8月8日	平成18年度主要施策に関する要望事項の とりまとめ	事 務 局
8月19日	役 員 会	広島県議会
10月3日	理 事 会	広島県議会
10月18日	平成18年度主要施策に関する要望活動	広島県議会
平成18年 2月16日	役 員 会	広 島 市
2月27日	平成17年度豪雪対策に関する緊急要望活動	広 島 県 庁

## 平成17年度重点目標とその対応

### 1 中山間地域活性化支援策の充実強化

県の中山間地域の活性化対策としては、これまで、生活基盤や情報基盤の整備、地域資源を活用した都市との交流、新たな住民自治システムの構築、合併建設計画の着実な実施や生活交通ネットワークの維持・確保の支援など、合併後の地域の自立的発展に向けた基盤づくりのための支援が行われてきた。また、地方分権の推進では「分権改革推進計画」に基づき、事務・権限の移譲が進められている。

今後も、中山間地域の振興は、県全体の活性化を図る上で極めて重要な課題であるとの認識のもと、この地域の特殊性を前提に各分野の施策を総合的に展開し、実行性が確保されるよう、県の基本方針並びに合併に伴う建設計画等を基軸とする地域の実情に応じた支援策充実と地域実情に応じた計画的な権限移譲の推進を引き続き要請していく必要がある。

また、財政力が弱いこの地域では、三位一体改革における税源移譲が適正に実施され、地方交付税の財源保障、財源調整機能が充実・強化されるよう、引き続き要望していく必要がある。

### 2 合併建設計画における県事業の確実な実施と市町事業への国県支援策の充実

平成17年度をもって、内陸部振興対策協議会を構成する全ての市町が合併を完了し、新市町でのまちづくりが始まっている。

県においても、合併建設計画に掲げられた県事業を重点的に推進されるとともに、市町事業の円滑な実施に向け、国に対し確実な財政措置の要請をされている。

今後、個性あるまちづくりの実現のため、また広範な面積となった合併後の市町が、周辺部も含め早急かつ一体的に発展するため、これまでの支援策の確実な実施とさらなる充実を要請していく必要がある。

### 3 生活交通確保支援策の充実強化

少子化・過疎化等の進行により、路線バスの利用者は減少し、中山間地域における路線バスの維持は厳しさを増しており、これに係る市町の負担も年々増加している。

県では国・県及び市町の役割分担と連携により生活バス路線の維持確保に取り組むという方針のもと、複数市町にまたがる広域的生活バス路線の維持・確保等を図られている。

今後、デマンド型乗合タクシーなどの新交通システムに対する支援策の創設、地域事情に沿った制度の拡充及び財政支援の充実強化等を要請する必要がある。

#### 4 JR芸備線の輸送改善対策の推進並びにJR可部線廃止区間の代替バス確保と沿線地域の観光交流促進への支援強化

- JR芸備線の高速化や運行頻度の向上を図るための具体的な整備方策等を検討されてきたが、多額な整備費を要し、直ちに事業実施することは困難な状況のため、当面、利用促進に向けた具体的な活性化方策の検討が沿線自治体やJR西日本と行われている。

利便性の向上については、朝夕やデータイムの快速列車導入などにより、時間短縮が図られ、具体的な成果が得られているところであり、引き続き、沿線利用者のニーズを踏まえつつ、利便性の向上に向け要請していくことが必要である。

- 可部線廃止区間（可部から三段峽間）の代替交通確保については、急行バスが、ほぼ従来の鉄道駅に停車し、生活交通の確保を目的とした代替バスが運行されている。

また、本年1月には、民間との連携による交流推進団体が設立され、旧駅舎や新たな観光交流拠点を活かした交流活動が活発化しており、このような活動が継続・発展するよう、沿線地域の実情や要望に即した支援策を県に対し、要請していく必要がある。

#### 5 県立広島大学地域連携センターの機能・体制の充実

平成17年4月に開学した県立広島大学では、県立3大学統合のメリットを発揮した地域貢献等を総合的に推進する「地域連携センター」を3キャンパスに設置し、それぞれの特色を活かした地域連携活動を実施している。

特に庄原キャンパスにおいては、これまでの経緯を踏まえた、地域産業・地域社会の活性化、地域課題の解決等に貢献する機能を備えた「庄原地域連携センター」で、政策提言や地域づくり支援機能の強化を図られているところである。

平成17年度においては、重点研究事業に公募型地域課題解決研究を加えて実施するとともに、庄原市からの新産業創出につながる研究を受託するなど、地域課題の解決等に取組まれている。

今後は、この地域連携センターにおいて、中山間地域の振興にかかる機能がさらに充実されるよう要請していく必要がある。

#### 6 地域特性に立脚した環境政策・エネルギー政策の推進

県においては、ごみの減量化・リサイクルの推進に関し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進の啓発に努められている。また、廃棄物処理対策については、不法処理の監視体制を整備されるとともに適正処理に向けた指導強化を図られている。今後もごみ減量化に向け、支援制度の創設について要請するとともに、廃棄物適正処理のために監視・指導体制のより一層の強化を要請する必要がある。

自然環境の保全と野生生物との共生については、自然公園、自然環境保全地域等を対

象に、貴重な動植物の生息地である森林等の保全・管理に努められており、加えてツキノワグマ人的被害防止対策については、被害防止と個体数維持の両立が図られている。  
今後も自然環境保全と野生生物による人的被害防止対策について要請する必要がある。

## 7 子育て支援をはじめとする総合的、計画的な少子化対策の推進

県においては、平成17年度から「次世代育成支援対策促進法」に基づく市町次世代育成支援行動計画の取組みを推進するため国に対し、地域の実情に応じた適切な支援、財源確保が行われるよう要望をされているところである。

しかし、保育所運営の補助制度が縮小されるなど、財政状況が厳しい内陸部の市町にとって子育て支援対策に係る財源確保が緊急課題となっており、子育て支援をはじめとする総合的、計画的な少子化対策の確立に向け、引き続き要請する必要がある。

## 8 森林環境・水源かん養のための新規財源確保策の導入

県においては森林が持つ水源かん養や二酸化炭素吸収等の公益的機能は、一都道府県に留まらず広域的なものであることから、森林の保全・整備を目的とする新規財源確保策については、国に対し全国レベルでの導入を強く要望されているところである。

しかし、森林環境税はすでに高知県・岡山県等で導入をされ、加えて導入を検討する県も増加しており、広島県においても早期に検討・導入され、森林の保全・整備に向けた取組みが推進されるよう引き続き強く要請する必要がある。

## 9 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画の推進

平成12年3月に策定された広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画においては「産業として自立できる農林水産業」・「農山漁村における快適な生活空間の創出」・「農林地の公益的機能の維持発揮」という目標を掲げ、生産基盤強化の取組みが進められている。今後とも、生産振興対策はもちろん地域対策の視点で、施策の充実を要請していく必要がある。

森林整備については「広島県間伐等推進計画」に基づき、間伐等の着実な実施のほか、長伐期化・複層林化などにより、健全で活力ある多様な森林整備が推進されているが、近年、注目を集めている森林バイオマスエネルギーへの間伐材等の利用は進んでいないのが現状である。そのため、間伐材等が森林バイオマスエネルギーへ利用されるよう支援を要望する必要がある。

## 10 台風倒木による二次災害の防止対策の充実

県においては一昨年(平成16年)の台風18号・23号により発生した風倒木について、大雨による流失・土砂崩壊等の二次災害発生の恐れがあることから、平成17年度より県単独の森林災害緊急対策事業等によって、被害木の伐採・整理を進められている。平成18年度に

においても、引き続き県と市町が連携のうえ、被害地の早期復旧に取り組み、二次災害の防止に努めていく必要がある。

## 11 中国横断自動車道尾道松江線の早期整備

平成18年度において、用地買収のほか、尾道JCT～甲山IC間の改良・橋梁・トンネル工事の促進を図り、甲山IC～三刀屋木次IC間については、改良・橋梁・トンネル工事に着工される予定である。

中国横断自動車道尾道松江線は、平成16年1月に尾道～三刀屋木次間の施行命令が撤回され、同区間は国と地方の負担による新直轄方式で整備されることとなっており、方式変更に伴う地方の負担については、それまで十分な財源措置がなされていなかったが、尾道松江線に係る県負担額は、平成17年度からほぼ全額交付税措置されることとなった。今後は、より早期の全線供用が実現されるよう、引き続き強く要請する必要がある。

## 12 地域高規格道路の早期整備

地域高規格道路の計画路線は、広島中央フライトロード、江府三次道路、東広島高田道路が指定されている。

江府三次道路は、高道路（約3km）が整備区間の指定を受け県で整備を進められている。また、平成17年3月に整備区間の指定を受けた鳥取県との県境部の鍵掛峠道路（約7km）は、既に整備区間に指定されている高尾三坂道路（約5km）を含めた約12kmで平成17年度から国土交通省が権限代行事業により事業着手されている。

東広島高田道路は、東広島道路（約2km）が整備区間の指定を受け、県で整備を進められている。また、平成17年3月に整備区間の指定を受けた向原吉田道路（約5km）は、平成17年度から県で事業着手されたところである。

広島中央フライトロードは、本郷大和道路（約10km）が整備区間の指定を受け、一部区間約3kmが供用されており、残る約7km区間の整備を県で進められている。

引き続き、整備区間として指定を受けた区間については、着実な整備促進を、指定を受けていない区間については、指定等早期の事業化を、また、備北フライトロードについては、計画路線指定に向けて関係機関に要請していく必要がある。

## 13 広島～江津間広域開発道路の整備促進

広島～江津間広域開発道路は、広島・島根両県に通じる中国山地越えの基幹道路であり、両県の人的・物的交流の促進と地域の一体的発展をもたらすものである。

本道路を構成する道路で広島県管理のものは、主要地方道安佐豊平芸北線、国道433号、国道186号、一般県道都川中野線、主要地方道旭戸河内線及び一般県道今福芸北線であり、未改良区間について今後順次改良される予定である。

引き続き、早期整備に向け、関係機関に要請していく必要がある。

## 14 中山間地域の学校教育の充実

県教育委員会では、中山間地域の学校教育の充実に向け、限られた定数の中で効果的な教職員の配置、教科指導及び社会教育振興等の体制確立の支援のための指導主事等の派遣、生徒指導上の諸問題解決のためのスクールカウンセラーの配置など、教職員の体制の充実を図られている。また、学校統合に係る諸課題、学校施設の耐震化等に対応するための財源確保に向け、国に対し要請をされているところである。

今後とも、中山間地域が抱える学校教育に係る課題の解決と学校教育の充実の実現に向け、諸施策の推進について要望を続けていく必要がある。

総務企画部

要望事項	要望内容	摘要
1. 中山間地域活性化支援策の充実強化	(1) 情報の格差是正に向けた施策推進と財政支援 ① 情報通信の基盤整備(CATV・ADSL等)に係る財政支援の拡充 ② CATV施設整備の補助事業採択 ③ 高速インターネットに係る無線アクセスシステム整備助成の充実 ④ 地上波デジタル及びラジオ放送に係る難視聴地域の解消 ⑤ 携帯電話に係る不感地域の解消	重点目標

地域振興部

要望事項	要望内容	摘要
1. 中山間地域活性化支援策の充実強化	(1) 財源の確保及び財政支援の充実 ① 三位一体改革に係る税源移譲の適正実施及び地方交付税等の財源確保・財源調整機能の充実強化 ② 中山間地域活性化に係る支援策の維持・充実 ③ 上下水道の整備に係る財政支援の充実強化 (2) 地方分権の推進 ① 基礎自治体の権限強化 ② 地域実情に応じた計画的な権限移譲の推進	重点目標
2. 合併建設計画における県事業の確実な実施と市町事業への国県支援策の充実	(1) 合併建設計画における県事業の早期整備 (2) 確実な財源措置と起債対象事業等の弾力的な運用 ① 地方交付税、合併特例債、合併補助金等の確実な財源措置 ② 合併特例債の弾力的な運用 ③ 合併補助金の適用期間の延長 (3) 合併後の活動及び事業への支援 ① 合併後の住民自治活動に係る財政支援の充実強化 ② 合併後の廃校の管理(解体・撤去を含む。)に係る財政支援策の創設	重点目標
3. 生活交通確保支援策の充実強化	(1) 地域内タクシー運行への支援 ① デマンド型乗合タクシーなど、新交通システムに対する支援策の創設 (2) 地方バスに係る補助制度の拡充・強化 ① 地域実情に沿った制度の拡充及び財政支援の充実強化 ② 県補助金の要件緩和	重点目標
4. JR芸備線の輸送改善対策の推進並びにJR可部線廃止区間の代替バス確保と沿線地域の観光交流促進への支援強化	同 左	重点目標

## 環境生活部

要望事項	要望内容	摘要
1. 県立広島大学地域連携センターの機能・体制の充実	同 左	重点目標

## 環境生活部環境局

要望事項	要望内容	摘要
2. 地域特性に立脚した環境政策・エネルギー政策の推進	(1) ごみの減量・リサイクルの推進に係る補助制度の拡大 ① 商品プラスチックのリサイクル及びマイバック運動への補助制度の創設 (2) 廃棄物処理対策の強化 ① 産業廃棄物の情報提供、監視等、処理事業者に係る指導の強化 ② 協力体制の確立・指導の徹底等、不法投棄防止対策への支援強化 (3) 自然環境の保全と野生動物との共生 ① 自然環境の保全に係る支援の充実 ② ツキノワグマによる人的被害防止対策の強化	重点目標

## 福祉保健部

要望事項	要望内容	摘要
1. 子育て支援をはじめとする総合的、計画的な少子化対策の推進	(1) 次世代育成支援行動計画等に係る支援策の確立 ① 次世代育成支援行動計画等の実施に向けた財源の確保と充実 ② 療育相談事業の充実に係る人材の確保及び財政支援 (2) 保育所運営に係る総合支援策の充実 ① 保育所運営の財源確保と延長保育補助要件の維持 ② 産休代替職員に係る補助制度の継続 ③ 病後児保育事業（施設型）に係る支援策の充実 ④ 保育対策等促進事業に係る財政支援	重点目標
2. 介護保険制度に係る支援策の充実強化	① 地域包括支援センター創設等に係る財源確保 ② 低所得者に係る負担軽減制度の充実	
3. 中山間地域における医療体制の確保	① 総合病院における医師（特に産婦人科）の確保支援	

農林水産部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 森林環境・水源かん養のための新規財源確保策の導入	同 左	重点目標
2. 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画の推進	(1) 地域実情に応じた中山間地域への総合支援 ① グリーンツーリズム事業の推進 (2) 農業・農村基盤整備事業の推進 ① 県営整備事業（営農団地・農道整備）の推進 ② 土地改良施設に係るリニューアル事業の新設 ③ 小規模未整備農地（3～5ha）に係るほ場整備事業の予算拡充 (3) 農業者及び農業団体の確保・育成に係る支援 ① 集落農場型農業生産法人に係る支援の継続及び拡充 ② 後継者・担い手の確保・育成に向けた支援 ③ 小規模生産加工グループに係る支援策の創設 ④ 県における営農指導体制の維持 (4) 公益的な機能維持に係る森林整備事業の推進 ① 森林管理事業の推進及び森林認証制度への支援 ② 松くい虫被害対策及び造林助成事業の充実 ③ 木質バイオマスを活用した設備導入に係る支援制度の創設など、森林バイオマス事業の促進 (5) 有害鳥獣被害防止対策の充実 ① 駆除対策に係る総合支援策の強化	重点目標
3. 台風倒木による二次災害の防止対策の充実	同 左	重点目標

## 土木建築部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中国横断自動車道・尾道 松江線の早期整備	同 左	重点目標
2. 地域高規格道路の整備促進	① 江府三次道路の整備促進 ② 東広島高田道路の整備促進 ③ 広島中央フライトロードの整備促進 ④ 備北フライトロード（甲山・油木）構想の早期実現	重点目標
3. 広島～江津間広域開発道路の整備促進	同 左	重点目標
4. 合併建設計画における県 事業の確実な実施と市町 事業への国県支援策の充 実	① 合併支援緊急道路整備事業等の確実な実施及び拡充 ② 市町の区域内循環道路、公共施設連絡道路に係る支援の充実	重点目標
5. 国道・県道の整備促進	同 左	
6. 河川改修の促進	同 左	
7. 砂防事業の促進	同 左	
8. 灰塚ダム広域的地域活性 化助成事業に係る支援の 完全実施	同 左	

## 教育委員会

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域の学校教育の 充実	(1) 教職員体制の充実 ① 小規模校における教職員定数の見直しと加配制度の充実 ② 小規模校における専任教頭の配置 ③ 指導主事派遣及び補助制度の存続 ④ スクールカウンセラー及び子どもと親の相談員の継続配置 (2) 準要保護児童生徒に係る援助費国庫補助金の復活 (3) 学校施設の耐震化に係る支援策の強化 (4) 学校統廃合に係る支援策の強化 ① 遠距離通学に係る補助対象期間の延長 ② 通学手段の確保に係る財政支援の充実 (5) 高等学校の存続及び発展 ① 県立高校の現体制維持と教育内容、教職員の充実 ② 県立高校と県立農業技術大学校の連携	重点目標

第2号議案

平成17年度歳入歳出決算について

歳入の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額	収入済額	収入未済額	備考
1.	会費		2,009,000	0	2,009,000	2,009,000	0	
	1.	会費	2,009,000	0	2,009,000	2,009,000	0	
		1. 一般負担金	1,241,000	0	1,241,000	1,241,000	0	
		2. 特別負担金	768,000	0	768,000	768,000	0	
2.	補助金		300,000	0	300,000	300,000	0	
	1.	補助金	300,000	0	300,000	300,000	0	
		1. 県補助金 (現年度分)	150,000	0	150,000	150,000	0	
		2. 県補助金 (過年度分)	150,000	0	150,000	150,000	0	
3.	雑収入		1,000	0	1,000	11	0	
	1.	雑収入	1,000	0	1,000	11	0	
		1. 雑収入	1,000	0	1,000	11	0	
4.	繰越金		275,000	0	275,000	275,751	0	
	1.	繰越金	275,000	0	275,000	275,751	0	
		1. 繰越金	275,000	0	275,000	275,751	0	
歳入合計			2,585,000	0	2,585,000	2,584,762	0	

歳出の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	充・流用額	予算現額	支出済額	不用額	備考
<b>1. 事務局費</b>			<b>956,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>956,000</b>	<b>906,591</b>	<b>49,409</b>	
	1. 事務局費		956,000	0	0	956,000	906,591	49,409	
		1. 報酬	600,000	0	0	600,000	600,000	0	
		2. 賃金	100,000	0	0	100,000	99,343	657	
		3. 旅費	90,000	0	0	90,000	60,130	29,870	
		4. 需用費	76,000	0	0	76,000	73,016	2,984	
		5. 役務費	40,000	0	0	40,000	36,466	3,534	
		6. 諸費	50,000	0	0	50,000	37,636	12,364	
<b>2. 会議費</b>			<b>303,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>303,000</b>	<b>276,634</b>	<b>26,366</b>	
	1. 総会費		161,000	0	0	161,000	142,969	18,031	
		1. 需用費	110,000	0	0	110,000	100,285	9,715	
		2. 借上料	50,000	0	0	50,000	42,684	7,316	
		3. 諸費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
	2. 役員会費		142,000	0	0	142,000	133,665	8,335	
		1. 需用費	140,000	0	0	140,000	133,665	6,335	
		2. 借上料	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
		3. 諸費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
<b>3. 事業費</b>			<b>1,320,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1,320,000</b>	<b>905,129</b>	<b>414,871</b>	
	1. 調査企画費		390,000	0	0	390,000	253,792	136,208	
		1. 賃金	250,000	0	0	250,000	163,188	86,812	
		2. 旅費	20,000	0	0	20,000	0	20,000	
		3. 需用費	90,000	0	0	90,000	88,844	1,156	
		4. 役務費	30,000	0	0	30,000	1,760	28,240	
	2. 促進対策費		930,000	0	0	930,000	651,337	278,663	
		1. 旅費	150,000	0	0	150,000	65,920	84,080	
		2. 需用費	120,000	0	0	120,000	115,802	4,198	
		3. 活動費	650,000	0	0	650,000	464,415	185,585	
		4. 諸費	10,000	0	0	10,000	5,200	4,800	
<b>4. 予備費</b>			<b>6,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>6,000</b>	<b>0</b>	<b>6,000</b>	
	1. 予備費		6,000	0	0	6,000	0	6,000	
		1. 予備費	6,000	0	0	6,000	0	6,000	
<b>歳出合計</b>			<b>2,585,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2,585,000</b>	<b>2,088,354</b>	<b>496,646</b>	

歳入合計 2,584,762 円  
 歳出合計 2,088,354 円  
 差引繰越額 496,408 円

## 監 査 意 見 書

広島県内陸部振興対策協議会の平成17年度会計に係る歳入歳出決算書について、関係諸帳簿類と照合し監査を実施した結果、予算の執行は適正であり、その結果についても正確に処理されていることを認めます。

平成18年4月5日

監 事 安芸太田町長 佐々木清蔵



世羅町長 山口寛昭



## 第3号議案

### 平成18年度活動方針（案）、重点目標（案）及び事業計画（案）について

#### 1 平成18年度活動方針（案）

中山間地域の4市4町が結集する広島県内陸部振興対策協議会は、これまで、会員相互の緊密なる連携のもと、地域の振興・活性化に向け積極的かつ着実な活動を展開してきた。

しかしながら、引き続く人口の減少、少子・高齢化の進行、農林業・商工業等を中心とした地域産業の衰退、生活交通・情報通信をはじめとする基盤整備の遅れなどにより、一層の地域活力の低下が危惧されている。また、財政基盤が弱い本地域の自治体は、地方交付税の大幅削減等により、危機的な財政運営を余儀なくされている。

一方で、国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成、地球温暖化の防止等、多面的機能を有している本地域は、国民生活にとって重要な役割を担っている。

以上を踏まえ、広島県の活性化はもとより、美しい国土と環境を未来に引き継ぐため、広島県内陸部振興対策協議会は、合併建設計画に計上された施策の完全実施と総合的かつ計画的な事業推進に向け、引き続き積極的な活動を展開し、次代に誇りと自信を持って継承することができる地域社会の創造と内陸地域の発展をめざすものである。

#### 2 平成18年度重点目標（案）

- 1 中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化
- 2 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化
- 3 生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化
- 4 JR芸備線の輸送改善対策の推進
- 5 JR可部線廃止区間の代替バス確保と沿線地域の観光交流支援策の充実強化
- 6 県立広島大学地域連携センターの機能及び体制の充実
- 7 地域特性に立脚した環境政策・エネルギー政策の推進
- 8 中山間地域における医師確保対策をはじめとする医療体制の整備
- 9 総合的、計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化
- 10 森林環境の保全・水源かん養を目的とした新規財源の確保
- 11 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画における県事業の推進及び支援策の充実強化
- 12 中国横断自動車道尾道松江線の整備促進
- 13 地域高規格道路の整備促進
- 14 広島・江津間広域開発道路の整備促進
- 15 中山間地域における学校教育の充実

### 3 平成18年度事業計画（案）

年 月 日	事 業 内 容	場 所
平成18年 4月5日	平成17年度会計監査	安芸太田町 世 羅 町
5月19日	役 員 会	広島県議会
6月5日	第40回通常総会	KKR広島
7月～ 8月	平成19年度主要施策に関する要望事項の とりまとめ	事 務 局
8月中旬	役 員 会	広島県議会
9月中旬	理 事 会、講 演 会	広島県議会
10月中旬	平成19年度主要施策に関する要望活動	広島県議会
平成19年 2月中旬	役 員 会	広 島 市 内

## 第4号議案

### 平成18年度歳入歳出予算（案）について

#### 歳入の部

（単位：千円）

款	項	目	予算額	対前年比較	摘要
<b>1. 会費</b>			<b>2,009</b>	<b>0</b>	
	1. 会費		2,009	0	
		1. 一般負担金	1,241	0	
		2. 特別負担金	768	0	
<b>2. 補助金</b>			<b>150</b>	<b>△ 150</b>	
	1. 補助金		150	△ 150	
		1. 県補助金 (現年度分)	150	0	
		2. 県補助金 (過年度分)	0	△ 150	
<b>3. 雑収入</b>			<b>1</b>	<b>0</b>	
	1. 雑収入		1	0	
		1. 雑収入	1	0	
<b>4. 繰越金</b>			<b>496</b>	<b>221</b>	
	1. 繰越金		496	221	
		1. 繰越金	496	221	
<b>歳入合計</b>			<b>2,656</b>	<b>71</b>	

## 歳出の部

(単位：千円)

款	項	目	予 算 額	対前年比較	摘 要
<b>1. 事務局費</b>			<b>1,020</b>	<b>64</b>	
	1. 事務局費		1,020	64	
		1. 報 酬	600	0	
		2. 賃 金	140	40	
		3. 旅 費	90	0	
		4. 需用費	100	24	
		5. 役務費	40	0	
		6. 諸 費	50	0	
<b>2. 会議費</b>			<b>303</b>	<b>0</b>	
	1. 総会費		161	0	
		1. 需用費	110	0	
		2. 借上料	50	0	
		3. 諸 費	1	0	
	2. 役員会費		142	0	
		1. 需用費	140	0	
		2. 借上料	1	0	
		3. 諸 費	1	0	
<b>3. 事業費</b>			<b>1,320</b>	<b>0</b>	
	1. 調査企画費		390	0	
		1. 賃 金	250	0	
		2. 旅 費	20	0	
		3. 需用費	90	0	
		4. 役務費	30	0	
	2. 促進対策費		930	0	
		1. 旅 費	150	0	
		2. 需用費	120	0	
		3. 活動費	650	0	
		4. 諸 費	10	0	
<b>4. 予備費</b>			<b>13</b>	<b>7</b>	
	1. 予備費		13	7	
		1. 予備費	13	7	
<b>歳 出 合 計</b>			<b>2,656</b>	<b>71</b>	

平成18年度一般負担金(案)

No.	市 町 名	人 口 (人)	平等割 (円)	人口割 (円)	合 計 (円)
1	三 次 市	61,635	23,000	309,000	332,000
2	庄 原 市	45,678	23,000	229,000	252,000
3	安 芸 高 田 市	34,439	23,000	173,000	196,000
4	三原市(久井地域)	5,574	23,000	28,000	51,000
5	安 芸 太 田 町	9,181	23,000	46,000	69,000
6	北 広 島 町	21,929	23,000	110,000	133,000
7	世 羅 町	19,690	23,000	99,000	122,000
8	神石高原町	12,512	23,000	63,000	86,000
合 計		210,638	184,000	1,057,000	1,241,000

算出基礎： 平等割：23,000円  
 人口割：人口数に5円を乗じて得た額を1,000円単位で切り上げた額。

人口数値：平成12年国勢調査による。

広島県内陸部振興対策協議会会員名簿

平成18年6月1日現在

役職名	職・氏名	
会長	県議会議員 小島敏文	—
副会長	庄原市長 滝口季彦	神石高原町長 牧野雄光
幹事長	県議会議員 宮本新八	—
副幹事長	県議会議員 木山耕三	—
理事	県議会議員 富野井利明	県議会議員 杉原秀明
	県議会議員 藤井正巳	県議会議員 児玉浩
	県議会議員 小林秀矩	—
	三次市長 吉岡広小路	三次市議長 伊達亮詞
	—	庄原市議長 谷口琢磨
	安芸高田市長 児玉更太郎	安芸高田市議長 松浦利貞
	三原市長 五藤康之	三原市議長 守岡辰巳
	—	安芸太田町議長 長尾勝美
	北広島町長 竹下正彦	北広島町議長 田村忠紘
	—	世羅町議長 後藤審三郎
—	神石高原町議長 岡崎 箕	
監事	安芸太田町長 佐々木清蔵	世羅町長 山口寛昭

## 広島県内陸部振興対策協議会会則

- 第1条 本会は、広島県内陸部振興対策協議会と称する。
- 第2条 本会は、次に掲げるもので組織する。  
広島県内陸部関係市町長  
広島県内陸部関係市町議会議長  
広島県内陸部選出の県議会議員
- 第3条 本会は、広島県内陸部市町相互の緊密なる連絡を図り、民生、教育、産業、交通、文化等について諸施策の改善向上を期し、内陸部の繁栄と発展を促進することを目的とする。
- 第4条 本会の事務局は、副会長所在市とし、別に事務局長を置くことができる。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- |        |     |
|--------|-----|
| 1 会長   | 1 名 |
| 2 副会長  | 2 名 |
| 3 幹事長  | 1 名 |
| 4 副幹事長 | 1 名 |
| 5 理事   | 若干名 |
| 6 監事   | 2 名 |
- 第6条 役員は任期は2カ年とし、再選を妨げない。
- 2 補欠のため就任した役員は前任者の残任期間とする。
- 第7条 本会役員は通常総会において選任し名誉職とする。
- 第8条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- 第9条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 第10条 本会に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 第11条 本会は、毎年1回通常総会を開催し、必要に応じ臨時総会ならびに、理事会を開く。
- 第12条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部会を設け、部会員は理事をもって構成する。  
総務部会 産業部会 建設部会
- 2 部会活動に必要と認める場合は参与として地域に関連をもつ産業・経済団体等の代表者に参加を求めることができる。参与は会長がこれを委嘱する。
- 第13条 本会の経費は補助金、特別会費および市町の負担とする。
- 第14条 本会の会費は、5月末日までに納付するものとする。
- 第15条 毎年通常総会で会長は会務を報告する。
- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。
- 第17条 会則の変更は総会の同意を得なければならない。

- 附 則 この会則は、昭和42年6月14日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和48年6月13日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和50年6月24日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和53年2月16日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和54年6月11日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和58年6月7日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成5年5月24日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成17年6月3日から施行する。